

令和7年度 むかわ町農業・農村振興計画の見直しに係るポイント

1 計画の見直しに係る基本的な考え方

本計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間として策定をし、中間年である令和5年4月に中間見直しを行った。

令和6年6月に、国の「食料・農業・農村基本法」が改正され、令和7年4月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定された。北海道でも、第7期北海道農業・農村振興推進計画が策定され、農業情勢などが大きく変わっていることから一部見直しを行う。

2 主な見直し事項

(1) 世界情勢・国内情勢・むかわ町の情勢等の見直し

- ・国の「食料・農業・農村基本法」の改正、新たな食料・農業・農村基本計画が策定
- ・コロナは5類になったことにより、影響はほぼなくなっている。
- ・令和9年度に水田政策の根本的な見直しが行われる。
- ・令和6年からの米の価格高騰 など

(2) 施策の基本方針と展開の一部見直し

- ・「人」「農地」「所得の向上・経営」「地域の活性」の4つの柱については継続
- ・委員による今日的な課題を協議し、新たな課題等について明記
- ・現在の情勢を勘案した廃止事業の削除と新規事業の頭出し

<主な新規事業等>

- ・むかわ農業を支える人材確保の具体的な検討
- ・農地基盤整備事業の具体化に向けた検討調査（地域意向調査の実施等）
- ・水田活用交付金の抜本的見直しに対応する施策の検討
- ・営農区や農事組合の再編等の具体的検討